令和８年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１１

府 省 庁 名　　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　　）
要望項目名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度。 ・特例措置の内容 スタートアップ等の出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制（スタートアップの株式取得価格に対する 25%の所得控除）の延長等を行う。
関係条文	租税特別措置法第 66 条の 13、租税特別措置法施行令第 39 条の 24 の 2、租税特別措置法施行規則第 22 条の 13 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号
減収見込額	［初年度］　精査中　（ ▲554 ）　［平年度］　精査中　（ ▲554 ） ［改正増減収額］　―　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 （２）施策の必要性 日本の企業は自前主義の傾向が強く、スタートアップ等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、またスタートアップへの投資を促進する観点から、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和２年度税制改正で創設した。 2022 年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少する中、我が国の国内スタートアップへの投資金額においては堅調に推移し、その内、事業会社における国内スタートアップ投資金額は全体の約 25%を堅持している。本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定の後押しを行ってきたと見込まれる。 スタートアップ育成５か年計画の様々な施策と相まって、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成 5 か年計画においてスタートアップへの投資額を 5 年で 10 倍にする目標を掲げている中、事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持つ。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。

	また、令和５年度税制改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的としてM&A型を創設した。 制度創設初年度である令和５年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップのM&Aの金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。 こうした中、スタートアップの更なる成長により、我が国企業の競争力を強化する観点から、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの更なる連携を促し、またスタートアップ等の出口の多様化を実現することができる本税制を引き続き措置することが有効であると考えられる。 以上のことから、引き続き事業会社とスタートアップの更なるオープンイノベーションを促すため、本税制の適正な運用を図るとともに、適用期限を令和10年3月31日まで延長し、M&A型について必要な拡充等見直しを図ることが必要である。
本要望に対応する縮減案	－

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及 【スタートアップ育成５か年計画（令和４年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）】 6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進 （1） オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 〇スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 〇 この投資額は、スタートアップ５か年計画策定前と比較し増加しており（5,700 億円（2020 年）→7,800 億円（2024 年））、現在、約 8,000 億円規模 であるが、本５か年計画において 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 〇 スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目する と、件数としては、米国では M&A が９割を占めるのに対し、我が国では IPO が４割程度あり、 諸外国と比較して IPO の比率が高く、さらに M&A の比率を高めていくことが求められる。 〇 このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。 【統合イノベーション戦略　2023（令和５年６月９日閣議決定）】 第１章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の３つの基軸 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 （成長志向の資金循環形成） オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和５年６月 16 日閣議決定）】 第２章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 （スタートアップの推進と新たな産業構造への転換） さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和５年６月 16 日閣議決定）】 Ｖ. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進 2. スタートアップ育成５か年計画の推進 （6）オープンイノベーションの推進 ①オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、５億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

			【統合イノベーション戦略 2025（令和７年６月６日閣議決定)】 ２．第６期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 （３） イノベーション・エコシステムの形成 ③ 人材・技術・資金の好循環の促進 スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和７年６月 13 日閣議決定)】 第２章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （５）スタートアップへの支援 出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。 【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)】 Ⅳ.「スタートアップ育成５か年計画」の強化 ３．オープンイノベーション・調達の推進 ①オープンイノベーション促進税制の活用促進 スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、 これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。
		政策の 達成目標	・スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）に向けて、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:3）へ高める。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達成状況	○事業法人によるスタートアップ投資額 2020 年　事業法人系 1,896 億円、全体 5,957 億円 2021 年　事業法人系 2,293 億円、全体 12,472 億円 2022 年　事業法人系 2,451 億円、全体 10,256 億円 2023 年　事業法人系 2,378 億円、全体　8,787 億円 2024 年　事業法人系 2,125 億円、全体 8,622 億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後の EXIT までの投資なども含む ※事業法人系は事業法人、CVC を含む。全体には、事業法人系に加え、独立系 VC、金融機関系（金融機関、金融系 VC)、政府・大学系（政府・地方自治体などの投資、政府系 VC、大学系 VC)、海外（海外金融機関、海外法人、海外 VC)、その他（上記以外（不明含む)）を含む。 ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 1 月 20 日時点） ○日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合 2020 年　M&A 23 件、IPO 36 件 2021 年　M&A 46 件、IPO 46 件 2022 年　M&A 45 件、IPO 40 件 2023 年　M&A 34 件、IPO 34 件

			2024年　M&A 57件、IPO 38件 ※スタートアップは被買収時点でVC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業 ※M&Aは被買収・子会社化・主要株式取得を指す ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年3月27日時点） 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年3月27日時点）より経済産業省作成 ○初期の目標の達成状況 スタートアップ投資額は、2020年以降着実に増加してきたが、2022年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少（2021年比　米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%）。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVCによるスタートアップへの出資は、25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおけるM&A Exitについては、IPOに対するM&Aの件数比が2020年においてIPO:M&A=1: 0.64であったのに対し、2024年には1:1.5となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成５か年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を５年間で10倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	―
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
		要望の措置の妥当性	事業会社の事業再構築と、スタートアップの更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。 さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。 また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応策としてより有効な税制措置を講じ、投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。

<table>
<tr><td rowspan="5">これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項</td><td>税負担軽減措置等の適用実績</td><td>【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース）
<table><tr><td>出資年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>適用事業者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規出資型</td><td>46</td><td>52</td><td>38</td></tr><tr><td>M&A 型</td><td>－</td><td>－</td><td>5</td></tr><tr><td>所得控除額（億円）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規出資型</td><td>88</td><td>131</td><td>74</td></tr><tr><td>M&A 型</td><td>－</td><td>－</td><td>9</td></tr><tr><td>推定減収額（億円）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規出資型</td><td>20</td><td>30</td><td>17</td></tr><tr><td>M&A 型</td><td>－</td><td>－</td><td>2</td></tr></table>
※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算

※令和３年、令和４年実績は新規出資型のみの実績

※上記表の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）による</td></tr>
<tr><td>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</td><td>―</td></tr>
<tr><td>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。
本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。
制度創設初年度である令和５年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。
加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成５か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。
・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める。</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持ち、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。</td></tr>
</table>

		制度創設初年度である令和５年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。ことから引き続き措置を講じる必要がある。
これまでの要望経緯		令和２年度　創設 令和４年度　２年間延長及び拡充 令和５年度　拡充（M&A 型の創設） 令和６年度　２年間延長